

「南会津からはじめる健康チャレンジ事業」業務委託仕様書（案）

1 本仕様書について

この仕様書は、委託者「福島県」が受託者「 」に委託する「南会津からはじめる健康チャレンジ事業」（以下、「本事業」という。）を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定めることとする。

2 本事業の目的

BMIや血圧に関するリスク項目、またメタボリックシンドローム予備群該当者割合が男女ともに高い状況の南会津地域（下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町。以下「本地域」という）の健康課題を解決するために、様々な関係者を巻き込み、減塩及び地域の特産品を使用した健康への配慮と健康関心度を高めるレシピ（以下、「健康レシピ」という）を開発し、健康で持続可能な地域づくりを実現させる。

3 委託料の上限

2, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

4 契約期間

委託契約の日から令和8年2月27日（金）まで

5 業務内容

本事業の目的を踏まえたうえで、関係者との調整、健康レシピ開発・完成までの管理・運営及び情報発信まで一元的に行うこと。

（1）健康レシピの開発

ア 受託者は、健康レシピを共同して開発する団体（地元高校、大学、飲食店関係者、農家、食生活改善推進委員、管内町村等で構成する団体。以下「団体」という）を募集し、委託者と協議の上、団体を選定して開発を進めるものとする。

なお、開発にあたっては食生活改善推進員との連携は必須とし、必要に応じて学校や専門家等との連携を図るなど、効果的な開発体制を構築すること。

イ 開発した健康レシピの実用性を高め、地域での実装を見据えるため、本地域内の協賛飲食店（※）と連携を図ること。なお、協賛飲食店数は5店舗以上とする。

※ 協賛飲食店とは、開発過程への参画や（2）アによる試食会等への協力、さらには実店舗での試験的提供に協力する飲食店や食料販売店（例：スーパーマーケット）を指す。

ウ 食材選定の理由や、健康レシピへの落とし込みの工夫（栄養・味・調理しやすさ等）について明示すること。

エ 開発する健康レシピ数は1団体あたり2品以上（惣菜、スイーツをそれぞれ1品以上）とし、ターゲット（例：本地域における働き盛り世代、高齢者、子育て世代等）を設定し、対象者の食習慣やニーズを踏まえた内容とするとともに、地域の特産品を活かし、本地域ならではの魅力が伝わる商品とすること。

また、次年度に開催予定のふくしまデスティネーションキャンペーンを見据え、来訪者に対しても強く訴求し、消費拡大につながる健康メニューを開発すること。

（2）情報発信

ア 開発した健康レシピについて、試食会を開催すること。

開催に当たっては、会場設営、展示・配布資料、説明方法等に工夫を凝らすこと。

また、試食会参加者を対象にアンケート調査を実施し、今後のレシピ改良や情報発信の参考とするため、健康レシピの評価や改善点等の意見を収集・分析の上各団体にフィードバックすること。

イ 試食会の様子や開発した健康レシピの魅力、本地域の魅力を広く周知するため、SNS、Web サイト、地域メディア等を活用した情報発信を行うこと。

特に、料理の写真や開発の背景など視覚的・ストーリー性のある要素を用いて訴求力を高めること。

(3) その他

上記以外で、予算の範囲内で本事業の目的達成のため有効な取組がある場合には提案すること。

6 本事業の対象経費

本事業の対象経費は「5 業務内容」を実施するために必要な経費とし、業務と関連が認められない経費は対象としないものとする。

7 成果物・提出書類

(1) 成果物

業務実施に係る実績を委託事業実績報告書として作成、提出すること。なお、委託事業実績報告書には、次の項目を含むこと。

ア 委託事業の実施内容

イ 委託事業の成果

ウ 委託事業の実施により得られた成果物

エ その他、事業実績の説明に必要な資料

※ 報告書は紙媒体 1 部のほか、電子データ（PDF 形式とする）でも提出すること。

(2) 提出書類

ア 契約締結後速やかに提出するもの

(ア) 委託業務着手届（第 1 号様式）

(イ) 事業実施概要及び業務行程表（任意様式）

(ウ) 責任者・担当者一覧（任意様式）

イ 事業完了後

(ア) 委託業務完了届（第 2 号様式）

(イ) 収支内訳書（任意様式）

8 仕様の変更等

(1) 仕様の変更

受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、予め委託者と協議し、委託者の承認を得ること。

(2) 業務内容の数量未達等の場合の対応

本仕様書で定める回数や参加者数等の数量に満たないと明らかなったものがある場合又は本仕様書に基づく委託業務を履行できなかった場合は、委託者と受託者の協議により内容を変更する、又は再度の履行が困難又は合理的でないときは、契約金額の減額をするものとする。

- (3) 仕様書記載外の事項本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて委託者と受託者が協議して定めるものとする。

9 著作権の取扱い

- (1) 本事業の実施に当たっては、著作権の取扱いには十分に注意すること。
- (2) 本事業の実施に伴う著作権の権利は、委託者に帰属するものとする。

10 機密の保持

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

11 再委託の制限

受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができるものとする。

12 その他

- (1) 受託者は本仕様書及び委託者の指示に基づき、本委託業務を忠実かつ確実に履行すること。
- (2) 本事業を遂行するために必要な打ち合わせを随時実施すること。